

第1回小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年(2021年)6月29日(火) 午後6時から午後7時まで
- 2 場 所 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ1階 研修室
- 3 出席者 委員 7人
事務局 尾沢文化部副部長、澤地スポーツ課長、草柳スポーツ課副課長、
菊池管理係長、山崎主査、榎本主査、猪俣主事
- 4 諮 問
(1) 諮問事項 小田原市スポーツ施設指定候補者の選定等に関する事項

(2) 諮問理由 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場の4施設の指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日で終了することにより、改めて指定管理者を指定する必要があるため。
- 5 議 題
(1) 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容について
(資料1、資料2)

(2) 指定管理者制度について(資料3)

(3) 小田原市スポーツ施設の概要について(資料4)

(4) 指定管理者募集要項(案)等について(資料5、資料6、資料7)

(5) その他
- 6 概 要
(1) 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容について
事務局から、資料1、資料2に基づき説明した後、質疑の確認を行われたが、「質疑なし」であった。

(2) 指定管理者制度について
事務局から、資料3に基づき説明した後、質疑の確認を行われたが、「質疑なし」

であった。

(3) 小田原市スポーツ施設の概要について

事務局から、資料4に基づき説明した後、質疑の確認を行い、次のとおり質疑があった。

A委員 資料4「小田原市のスポーツ施設の概要」のうち「I施設の概要」の「2施設概要」の利用状況について、各々の施設の会議室などのスポーツ以外の利用人数も含まれているのか。

事務局 会議室の利用人数も含まれたものである。

A委員 承知した。

(4) 指定管理者募集要項（案）等について

事務局から、資料5、資料6、資料7に基づき説明した後、質疑の確認を行い、次のとおり質疑があった。

B委員 新たな指定管理期間は、令和4年度からだが、今後の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響が不透明な中で申請者が収支を出すことは可能なのか。また市はコロナの影響をどのように勘案しているのか。申請者もコロナの影響を算定するとは思うが。コロナが発生する2年前とは全然状況が違う中で、果たして委員が収支の面を採点できるのかと疑問が生じる。

事務局 新型コロナウイルス感染症の影響が社会全体で出ていることを考慮したうえで、申請者には事業計画を出していただく必要があると考えている。コロナのことを全く考慮しない計画であった場合には、その計画の実現の可能性という点を踏まえた上で、採点する必要がある。

B委員 申請者がコロナの影響を考慮しているのかを十分に検討した上で、適切な運営や維持管理が行えるかを判断していくということが大事なポイントということか。

事務局 そのとおり。

C委員 審査基準の中に収支計画の項目があり、その中に妥当性や内容の実現可能性という項目もある。申請者は予測の範囲でコロナ禍を踏まえた収支計画を出してくると思う。委員にはそれを基に実現の可能性については判断してほしい。

また、指定管理者とは基本協定を結んだ後に、1年ごとに年度協定を結ぶことになるので、そこで実情に合わせた指定管理料の協議を行っていくことになると思われる。

A委員 今後のコロナの状況や、アフターコロナの対応も分からない中で、市は

施設の利用料金をどう考えているのか。

事務局 施設の利用料金は、指定管理者の収入となる。(料金の設定は指定管理者が行うことができるが、)金額の上限は市の条例(小田原市総合文化体育館条例、小田原テニスガーデン条例、小田原市体育施設条例)で定められているので、その上限を超えた金額設定はできないこととなっている。

市内部において、受益者負担という観点での見直しは、引き続き検討していく必要があると思っている。

C委員 基本的に、金額設定には上限があって、その中で指定管理者から提案をいただき、考慮していくということか。

事務局 そのとおり。

D委員 資料5「小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項」のうち「25 審査基準」にて、各委員の採点を合計した総合点が満点の60%以上であることを指定候補者の選定の要件とすると記載されているが、仮にすべての申請者が60%に満たなかった場合、二次募集などは行うのか。

事務局 得点が総配点の6割を満たさなかった場合は不適とすることが、市の指定管理者選定のガイドラインに記載されている。不適となった場合は、再度、指定候補者選定委員会を開催し、選定方法について検討することになる。

C委員 得点が一番高い申請者が第1優先交渉権者となるが、それでも総配点の6割を満たす必要があると市の指定管理者選定のガイドラインに記載がある。

(5) その他

事務局から、第2回指定候補者選定委員会を10月6日(水)に非公開として開催したい旨を説明し、了解を得た。

以上